

「一般廃棄物処理基本計画」 <ごみ処理基本計画・生活排水処理基本計画>の概要

～ わたしたち一人ひとりが主役の循環型社会を目指して ～

1. 計画の概要

計画策定の目的
 持続可能な循環型社会の形成に向け、さらなる減量化・資源化を推進するとともに、効率的な処理体制を構築するため、ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画から構成される「一般廃棄物処理基本計画」を策定するもの

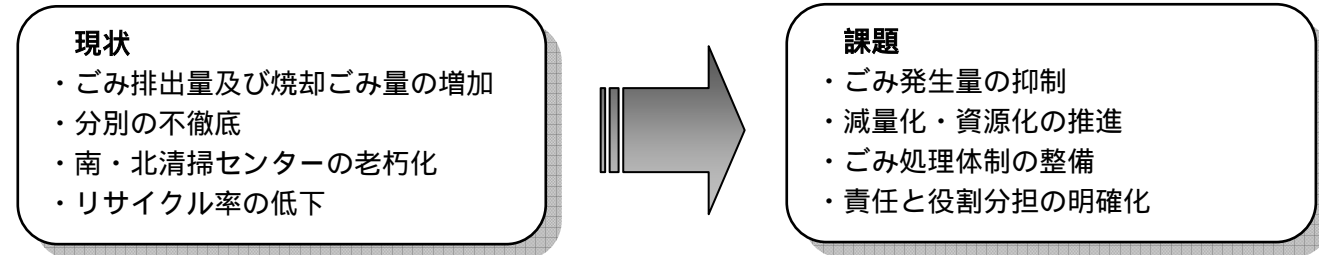
計画の位置付け
 ・第4次宇都宮市総合計画改定基本計画の分野別計画「安全で快適なまちづくり」の「循環型社会を形成する」及び「下水を適切に処理する」を具体化するための計画
 ・環境全般の指針となる「宇都宮市環境基本計画」における廃棄物分野の部門計画

計画期間
 平成18年度から平成32年度までの15年間
 短期目標年次：平成22年度（5年後）
 中期目標年次：平成27年度（10年後）
 最終目標年次：平成32年度（15年後）

基本理念
 わたしたち一人ひとりが主役の循環型社会を目指して

2. ごみ処理基本計画

(1) ごみ処理の現状と課題



(2) 基本方針

基本理念を実現するため、4つの大きな柱を基本方針として設け、それぞれに応じたごみの減量化・資源化施策を展開する。

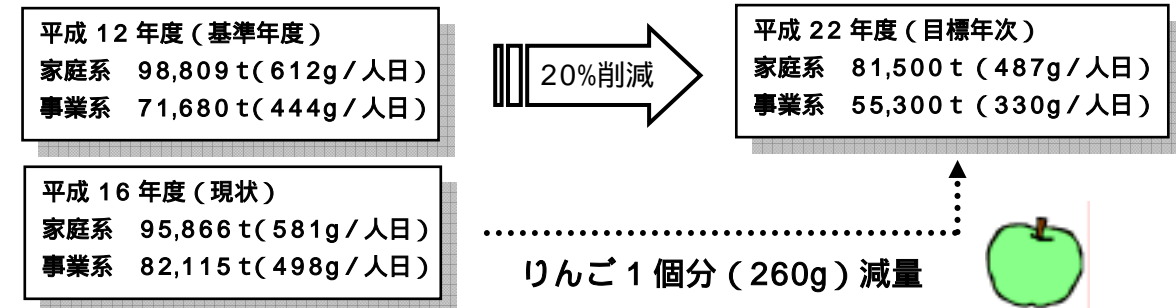
基本方針	内容
ごみの発生抑制の推進	市民の購買・消費・廃棄，事業者の生産・販売・廃棄といった一連の経済活動の中で，総合的にごみの発生抑制を推進する。
適正な資源循環利用の推進	市民・事業者の全てのものが参加しやすく，円滑な資源回収が行える仕組みを環境負荷にも配慮しながら推進する。
最適な処理・処分の推進	循環型社会の構築を踏まえ，中間処理・最終処分の各段階で，資源化を含めた最適な処理・処分が行える体制を確保する。処理・処分の体制の検討に際しては，環境負荷の低減やコストなどに配慮するとともに，新たな資源化施設の建設等も視野に入れながら，最も適した処理・処分体制を構築する。
市民協働の推進	持続可能な循環型社会を構築していくため，市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たす中で，お互いに協力して発生抑制，減量化・資源化を推進する。

(3) 基本計画の目標 (基本目標)

本計画では、平成22年度までに資源系以外のごみ（焼却ごみや不燃ごみなど）を平成12年度と比較して「20%削減する目標」を設定した。

この目標を達成するため、市民や事業者の具体的行動として「宇都宮りんごダイエット作戦」～みんなでりんご1個分のごみ減量作戦～を展開する。

平成16年度の宇都宮市の焼却ごみや不燃ごみなどのごみを1人1日あたりの排出量に換算すると約1,080gであるが、目標達成のため、平成22年度までに約260g（りんご1個分）の減量を行う。



(市民・事業者の目標)

市民と事業者がお互いに協力しあいながら、平成22年度までに市民1人1日あたりに換算して約260g（りんご1個分）のごみダイエットに取り組むもの

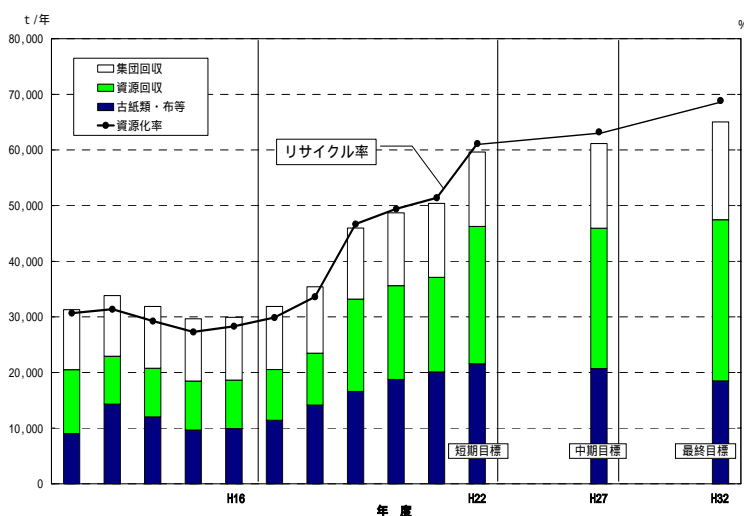
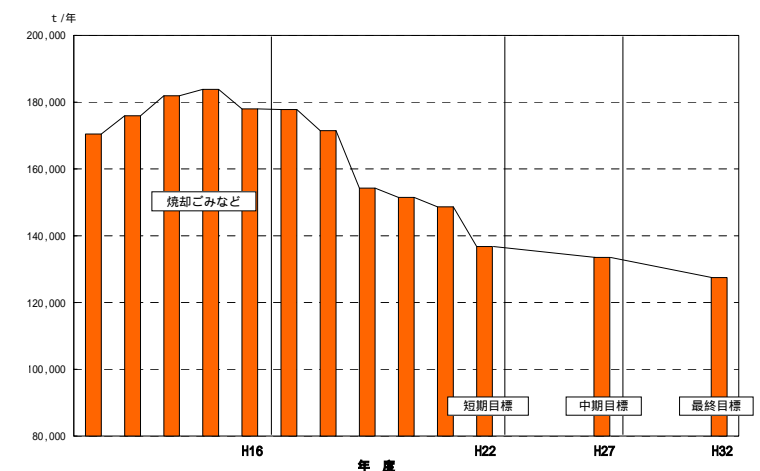
市民の目標 平成22年度までに1人1日あたり約100gの減量を目標とする。

事業者の目標 平成22年度までに1事業者あたり約35%の減量を目標とする。

ごみ量等の見通し

20%の減量目標を達成するため、発生抑制、減量化・資源化を推進することで、焼却ごみなどの資源系以外のごみは大幅に減少し、リサイクル率は資源物の増加等により向上する。

焼却ごみや不燃ごみなどの資源系以外のごみは、平成16年度の約178,000tから、平成22年度には約136,800t、平成32年度には約127,000tまで減量する見通しである。



資源として循環させる量を示すリサイクル率は、平成16年度の14.2%から、平成22年度には約31%、平成32年度には34%程度まで向上する見通しである。

(4) 発生抑制, 減量化・資源化計画

減量化や資源化の目標を達成するために, 市民・事業者・行政のそれぞれの役割認識を深めながら, 目標達成に向けた重点施策を展開する。中長期については, 重点施策の更なる強化・徹底を図るとともに, 新たな施策の実施に向けた検討を行うものとする。

家庭系(重点施策)

	すでに展開中の施策 (継続と強化)	新たに展開する施策 (短期目標に向けて新規施策の実施)
発生抑制	リサイクル推進員制度 分別強化の推進 広報媒体を活用した情報提供 イベント等による意識啓発 教育機関と連携したごみ教育の推進 エコショップ認定制度	「もったいない資源ごみ」の減量推進 「もったいない生ごみ」「生ごみの水切り励行」による生ごみの発生抑制 マイバツクの普及促進 地区別ごみマップの作成
減量化 (排出抑制)	生ごみの排出抑制(生ごみ処理機等への補助制度, 大型生ごみ処理機の共同利用) 集団回収報償金制度 粗大ごみの再生販売	生ごみ処理機の普及拡大のための資源化ルートの構築 市民主導による地域単位での生ごみの減量化・資源化の推進
資源化	ペットボトルなどの資源物の分別強化	紙パックのごみステーションでの分別収集 白色トレイのごみステーションでの分別収集 「その他プラスチック製容器包装」のごみステーションでの分別収集 剪定枝葉の資源化

事業系(重点施策)

	すでに展開中の施策 (継続と強化)	新たに展開する施策 (短期目標に向けて新規施策の実施)
発生抑制	「事業者への意識啓発・減量指導」「事業者ごみの搬入指導」などの事業者指導	分別徹底の推進 事業系ごみ適正搬入の強化 生ごみ減量モデルショップ認定制度の創設 ごみ処理手数料の見直し ごみステーション排出の見直し
減量化 (排出抑制)	民間主導による生ごみの減量化・資源化 学校給食生ごみの資源化	民間主導による生ごみの資源化 商店街等による資源化の促進
資源化	資源物の分別強化 学校から排出される紙パックの資源化	「その他プラスチック製容器包装」の資源化

中長期の施策

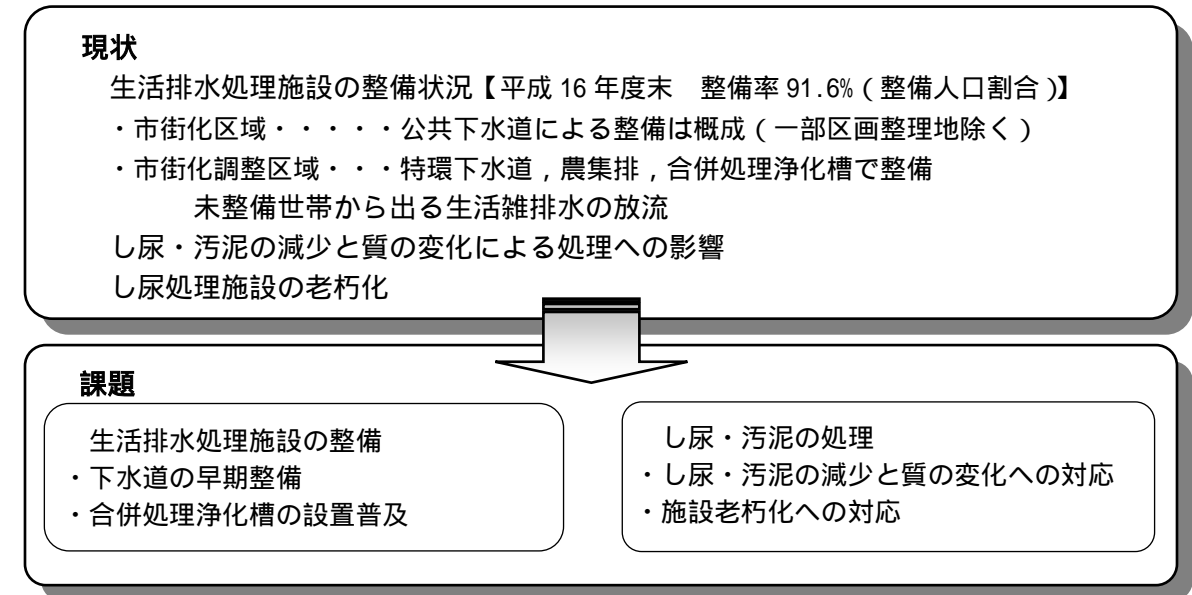
中～長期目標となる平成 23 年度以降の施策は次のとおり展開する。
短期目標までに実施した施策の強化・徹底を図る。
分別意識を更に向上させ, 排出量に応じた市民間の公平性を確保する施策(ごみ有料化)については, 分別の実施状況等を踏まえ実施を検討する。
生ごみの分別による資源化施策については, 資源化技術の動向等を踏まえ実施を検討する。

(5) 処理計画

- 収集運搬計画
 - ・分別区分の拡大・見直し〔5種10分別 5種13分別〕
(「その他プラスチック製容器包装」, 紙パック, 白色トレイ)
- 中間処理計画
 - ・「その他プラスチック製容器包装」の資源化施設の整備
 - ・熱回収施設(焼却施設)の効率的な整備
- 最終処分計画
 - ・中～長期に次期最終処分場の整備検討

3. 生活排水処理基本計画

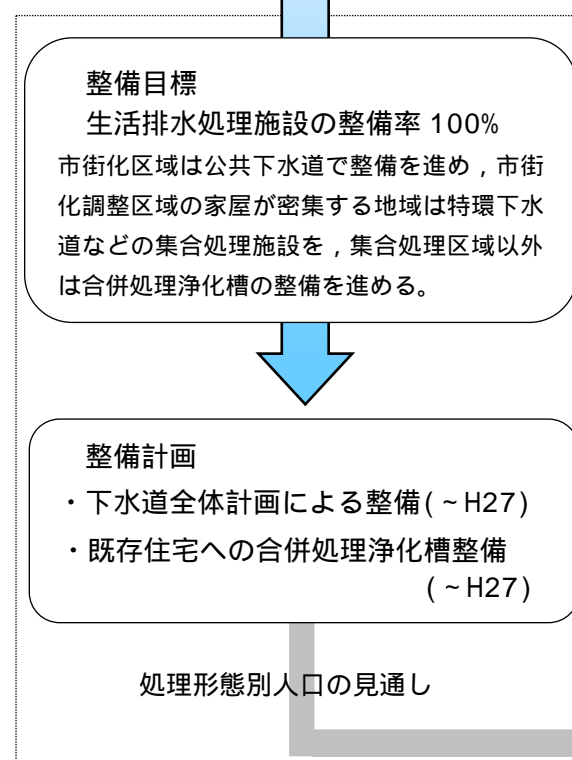
(1) 生活排水処理の現状と課題



(2) 基本方針



(3) 生活排水の処理計画



(4) し尿・汚泥の処理計画

